

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 31 日

各指定児童発達支援事業所 管理者 様

各指定放課後等デイサービス事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部

障 が い 支 援 課 長

障がい児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて

平素は、本市障がい児行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける定員超過利用減算が適切に算定されておらず、障がい児通所給付費が過大に支給されている事例が会計検査院により確認されております。その結果、過大に算定されていた障がい児通所給付費について返還を求める事例がありました。

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「児童発達支援等」という。）においては、**原則として、利用定員を超えて、児童発達支援等の提供を行ってはならないこととしており、利用者数が利用定員を一定数上回るときには、定員超過利用減算を算定する必要があります。**

つきましては、各指定児童発達支援等事業所においては、本事務連絡ならびに添付資料をお読みいただき、今一度、定員超過利用減算の要件等をご確認いただくとともに、毎月の請求時においても利用定員に対する利用者数を確認のうえ、適正な請求を行っていただきますようお願いいたします。

記

【定員の遵守と適切な報酬算定（減算の適用）について】

（1）定員の遵守（指定基準*1 第 39 条（医療型児童発達支援については第 64 条、放課後等デイサービスについては第 71 条により準用））

事業者は、災害や虐待その他のやむを得ない事情がない限り、**利用定員及び指導訓練室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはなりません。**やむを得ない事情が無く利用定員を超過している場合は、速やかに是正を図るよう努めなければなりません。

*1「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 55 号、令和 3 年 3 月 23 日第 55 号改正）

（2）報酬の減算（報酬告示 別表第 1 の 1 の注 3、留意事項通知 平 24 障発 0330 第 16 第二）

利用定員を上回る障がい児を利用させているいわゆる定員超過利用について、指定基準解釈通知 *2 に定める範囲においては適正なサービスの提供が確保されることを前提に可能とされている一方、当該範囲を超える定員超過利用については、定員超過利用減算を行うこととされています。

定員超過利用減算の算定要件等、詳細については、令和 4 年 2 月 28 日付厚生労働省事務連絡「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」に添付の別紙 2「障害児通所支援における定員超過利用減算の要件等について」をご一読ください。

*2「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 3 号、令和 3 年 3 月 30 日障発 0330 第 3 号改正）

(3) 「定員超過利用減算対象確認シート」の活用

毎月の報酬の請求にあたり、定員を超過して利用者を受け入れている事業者においては、令和4年2月28日付厚生労働省事務連絡「障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて」別添の「定員超過利用減算対象確認シート」を用いて定員超過利用減算の算定要否を確認してください。

<補足>

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、新型コロナウイルスに関連した理由から定員を超える児童を受け入れる場合があっても、定員超過利用減算を適用しない取扱いとしていますが、受け入れにあたっては事業所の人員・空間を考慮し、児童の衛生面・安全面に配慮していただきますようお願いいたします。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う障がい児通所支援事業所における人員基準や報酬の取扱いについては、令和3年9月22日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて」（添付）にてご確認ください（本事務連絡発出時点）。

<添付書類>

- 【厚生労働省事務連絡】 障害児通所支援における定員超過利用減算の取扱いについて（令和4年2月28日付）
 - （別紙1） 指摘事項概要
 - （別紙2） 定員超過利用減算の取扱い
 - （別 添） 定員超過利用減算対象確認シート

- （補 足） 新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（令和3年9月22日付厚生労働省事務連絡）

【お問い合わせ先】

福祉局障がい者施策部

障がい支援課 TEL：06-6208-7986 （制度に関すること）